

北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

ページ

目次

○厚岸道立自然公園に関する公園事業の一部決定	(自然環境課)	三三
○一般競争入札の実施	(高齢者保健福祉課)	三四
○土地改良法による道営換地計画の決定	(農地調整課)	三四
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	三五
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(資源管理課)	三五
○土地収用法による事業の認定	(建設部総務課)	三五
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行事務の開始	(道路計画課)	三五
○道路の区域の変更	(道路整備課)	三五
○河川区域の廃止により生じた廃川敷地等	(河川課)	三六
○都市計画の変更の決定	(都市計画課)	三六
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市環境課)	三六
公 表		
○知事表彰の受賞者	(人事課)	三六
公 告		
○公募型プロポーザルの実施	(地域政策課)	三七
○種馬鈴しよ集荷販売業者の登録の変更		三八
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		三八
道立北見病院告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		三八
道旭川土木現業所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)		四〇
道企業局管理規程		
○幌別ダム操作規程の一部を改正する規程		四〇
道教育委員会教育長告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		四一
道教育庁空知教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		四四

道公安委員会告示

○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(二件)
 道旭川方面公安委員会告示

○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(二件)
 道釧路方面公安委員会告示

○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(二件)
 道北見方面公安委員会告示

○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(二件)
 道警察本部告示

○一般競争入札の実施
 網走海区漁業調整委員会告示

○船舶を使用して行う釣り漁法による水産動植物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕の指示

告

示

北海道告示第1343号

北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)第5条第2項の規定に基づき、厚岸道立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び釧路支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成14年8月9日

北海道知事 堀 達也

道路(車道) 起 点 及 び 終 点

路 線 名 起 点 及 び 終 点

厚岸浜中海岸線 起 点 厚岸郡厚岸町(奔渡・道立自然公園境界) 終 点 厚岸郡浜中町(後静・道立自然公園境界)

厚岸郡浜中町(湯沸岬) 起 点 厚岸郡厚岸町(筑紫志) 終 点 厚岸郡厚岸町(アィカツア橋)

厚岸郡厚岸町(アィカツア橋) 起 点 厚岸郡厚岸町(末広・車道合流点) 終 点 厚岸郡厚岸町(末広・車道分岐点)

厚岸郡厚岸町(末広・車道分岐点) 起 点 厚岸郡厚岸町(末広・車道分岐点) 終 点 厚岸郡厚岸町(末広・車道分岐点)

呼 9 8 3 1 第 報

糸魚沢藁散布線	終点 厚岸郡厚岸町 (チンペノ鼻)
起点 厚岸郡厚岸町 (糸魚沢・道立自然公園境界)	
終点 厚岸郡浜中町 (藁散布・車道合流点)	
茶内火散布線	起点 厚岸郡浜中町 (三番沢・道立自然公園境界)
終点 厚岸郡浜中町 (火散布・車道合流点)	
糸魚沢風潤線	起点 厚岸郡厚岸町 (糸魚沢)
終点 厚岸郡厚岸町 (登喜岱・車道合流点)	
尻羽岬線	起点 釧路郡釧路町 (老若舞・車道分岐点)
終点 釧路郡釧路町 (尻羽岬)	
霧多布湿原線	起点 厚岸郡浜中町 (新川・車道分岐点)
終点 厚岸郡浜中町 (六番沢・道立自然公園境界)	

北海道告示第1344号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。
平成14年8月9日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1)ア 購入をする物品等の名称及び数量
フォトスタンド1個当たりの単価
イ 数量
476個

- (2) 購入をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成14年9月3日
- (4) 納入場所 道内14支庁

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部6階1号
会議室 (郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市
中央区北3条西6丁目北海道保健福祉部総務課)

- (2) 入 札 日 時 平成14年8月20日 (火) 午前10時 (郵送による場合は、必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部高齢者保健福祉課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 664

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (単価) の制限の範囲内で最低の価格 (単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱いは入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額 (単価) とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること (消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 664

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1345号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により、長沼町配田内地区

の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成14年8月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年8月9日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年8月1日、北檜山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年8月9日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1347号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年8月9日

北海道知事 堀 達也

落札者

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほくと上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成14年7月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 川崎造船株式会社 代表取締役 川崎 隆司
(2) 住所 釧路市浜町3番6号
- 4 落札金額
109,830,000円
- 5 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道告示第946号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道水産林務部資源管理課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1348号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年8月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 起業者の名称 洞爺村
- 2 事業の種類 「洞爺・水の駅」ふれあい中央広場整備事業
- 3 起業地 (1) 収用の部分 北海道虻田郡洞爺村字洞爺町地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 起業地を表示する 洞爺村役場
図面の縦覧場所

北海道告示第1349号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年8月9日

北海道知事 堀 達也

- 1 路線名 浜頓別町道浜頓別常磐線
- 2 工事区間 枝幸郡浜頓別町字戸出224番地77地先から
枝幸郡浜頓別町字戸出3961番地3地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成14年9月3日

北海道告示第1350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年8月9日

北海道知事 堀 達也

- | | | | |
|---------|----------|-------|-----------|
| 1 道路の種類 | 道道 | 北海道知事 | 堀 達也 |
| 2 路線名 | 金山幾寅停車場線 | | |
| 3 道路の区域 | 区 間 | 変更前 | 敷地の幅員 |
| | | 後の別 | 延長 |
| | | | 国道等との重複区間 |

空知郡南富良野町字東鹿越1番1地先から空知郡南富良野	前	24.50mから	421.11m	
		86.50mまで		

る1次審査を行うことがある。)。詳細は、企画提案説明書によること。

収 入 部 長

北海道網走支庁告示第16号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）第17条の3第1項の規定により、次のとおり種馬鈴しよ集荷販売業者の登録事項に変更があった旨の届出があった。
平成14年8月9日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

網走北見病院告示

〈変更事項〉

代表者の氏名

〈変更前〉

登録年月日

網走 走 号

北海道十勝支庁告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年8月9日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 開発行為又は工区に含まれる地域の名称 中川郡幕別町軍岡555 - 1、555 - 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中川郡幕別町本町45番地 幕別町農業協同組合 代表理事組合長 飛田 稔章
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年5月10日 十建指第14 - 3号指令

北海道立北見病院告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成14年8月9日

北海道立北見病院長 山 口 保

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 人工腎臓装置 透析監視装置 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年10月31日

(4) 納 入 場 所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 医療用具販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (4) 調達をする物品等に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

<p>167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年8月9日から9月3日まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 090 - 0058 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院1階会議室（郵送による場合は、郵便番号 090 - 0058 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課）</p> <p>(2) 入札日時 平成14年9月19日 午後1時30分（郵送による場合は、必着）</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 郵便による入札</p> <p>(1) 郵便による入札は認めない。ただし、再度入札は認めない。</p> <p>(2) 電報による入札は認めない。</p> <p>8 電子入札の可否 否</p> <p>9 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p>	<p>10 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>11 契約書作成の要件 要</p> <p>12 その他</p> <p>(1) 開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名称 北海道立北見病院庶務課</p> <p>イ 所在地 郵便番号 090 - 0058 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 電話番号 0157 - 24 - 6261</p> <p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>13 Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be procured : Dialys System Patient Monitor Iset</p> <p>B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., September 13, 2002</p> <p>C. Contact point for the notice : General Affairs Section, Hokkaido Prefecture Kitami Hospital, 1-2, 1 Chome, Kouneisimatu, Kitami-shi Hokkaido, 090-0058 Japan. Phone: 0157-24-6261</p>
---	--

道旭川土木現業所告示

北海道旭川土木現業所告示第3号

次のおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年8月9日

北海道旭川土木現業所長 田島正則

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) ロータリ除雪車 (1.5m・100ps (70kw) 級) 2台

(除雪ローザ1台及びビロータリ除雪車1台と交換)

(2) ロータリ除雪車 (1.3m・700f/h級) 1台

(ロータリ除雪車1台と交換)

2 落札を決定した日

平成14年7月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社日本除雪機製作所

住所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号

(2) 氏名 植崎産業株式会社

住所 室蘭市海岸町3丁目3番2号

4 落札金額

(1) 34,377,000円

(2) 11,728,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道旭川土木現業所告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道旭川土木現業所告示第4号

次のおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年8月9日

北海道旭川土木現業所長 田島正則

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付2台及びUS・AG・1W付2台) 4台
(除雪トラック3台及び除雪ローザ1台と交換)

2 随意契約の相手方を決定した日

平成14年7月18日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道いすゞ自動車株式会社

(2) 住所 札幌市中央区宮の森2条1丁目2番55号

4 随意契約に係る契約金額

112,665,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によつた理由

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

旭川企業管理規程

北海道企業管理規程第4号

幌別ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年8月9日

北海道公営企業管理者 西川昌利

幌別ダム操作規程の一部を改正する規程

幌別ダム操作規程 (昭和54年北海道企業管理規程第6号) の一部を次のように改正する。

第3条第2号エ及びオ中「27.400」を「27.40」に改め、同号カ中「26.900」を「26.90」に改め、同号キ中「19.000」を「19.00」に改め、同条第3号ア中「2.241」を「2.2412」に、

「1.431」を「1.4310」に、「0.810」を「0.8102」に改める。

第5条中「全部又は一部を含む予報区」を「予報区である胆振中部」に、「暴風雨警報又は大雨警報」を「大雨警報又は洪水警報 (以下「警報」という。)」に、「洪水の」を「洪水が」に改める。

第7条中「予報区」を「胆振中部」に、「風雨注意報又は大雨注意報」を「大雨注意報又は洪水注意報 (以下「注意報」という。)」に改める。

第13条第2項各号を次のように改める。

(1) 第1余水吐1号ゲートで開度50センチメートルとなるまで調整し放流する。

(2) (1)を超えて放流する場合は、既に開かれている第1余水吐1号ゲートの開度を50センチメートルに固定し、第1余水吐2号ゲートを開度50センチメートルとなるまで調整し放流する。

(3) (2)を超えて放流する場合は、第1余水吐1号、2号ゲートが全開となるまでは第1余水吐1号、2号ゲートを同開度で調整し放流する。

(4) (3)に規定する操作が完了した時からは、第2余水吐ゲートを調整し放流する。

第13条第3項中「10立法メートル毎秒未満の放流の」を「第1余水吐1号ゲートの放流が10立法メートル毎秒未満の時これに替えて放流を行う場合で、かつ、貯水位が標高26.40メートル以上確保されている」に改める。

第15条中「幌別川」を「胆振幌別川」に改める。

第16条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第22条第1号工中「下つて」を「下まわつて」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第14条、第19条及び第20条第4号)

通 知 の 相 手 方 称	担 当 機 関 の 名 称	通 知 の 方 法	摘 要
(一) 登 別 市 長	登別市役所総務部 総務課 総務係	加入電話	
	室蘭警察署長 室蘭警察署 警備課	加入電話	
(二) 河川管理者	室蘭土木現業所 登別出張所	加入電話	

別表第2 (第15条第2項)

サイレン及びスピーカーの名称	サイレン及びスピーカーの位置	構造又は能力	摘 要
幌別ダム警報局	登別市片倉町2丁目 30-1	サイレン7.5kW 1台 ホーン型スピーカー 出力50W×2台	アナウンス
第1号警報局	登別市桜木町5丁目 242-2地先 (胆振幌別川右岸)	ホーン型スピーカー 出力50W×2台	同上

第2号警報局	登別市桜木町5丁目 27-1 (胆振幌別川右岸)	ホーン型スピーカー 出力50W×2台	同	上
第3号警報局	登別市桜木町3丁目 3-4地先 (胆振幌別川右岸)	ホーン型スピーカー 出力50W×2台	同	上
第4号警報局	登別市桜木町2丁目 1-3 (胆振幌別川右岸)	ホーン型スピーカー 出力50W×2台	同	上

別表第3 (第17条第1項)

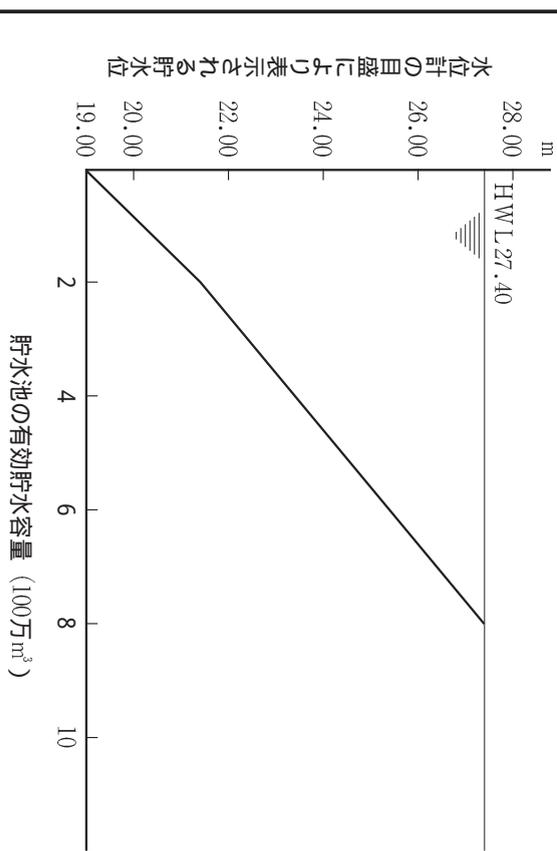
観測すべき事項	観 測 施 置		設 備	観 測 の 回 数	摘 要
	観 測 名 称	位 置			
貯水位及び流入量	胆振幌別川水位観測所	登別市川上町 (幌別ダム)	圧力式 水位計	毎日1回 (洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時において60分ごとに1回)	流入量は第9条の規定により流量は水位の観測の結果に基づきそれぞれ算定する。
	胆振幌別川上流水位観測所	登別市鉾山町 (胆振幌別川左岸)	有線遠隔自記水位計		
水位及び流量	胆振幌別川下流水位観測所	登別市桜木町5丁目243地先 (胆振幌別川右岸)	有線遠隔自記水位計	毎日1回 (洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時において60分ごとに1回)	流入量は第9条の規定により流量は水位の観測の結果に基づきそれぞれ算定する。
	幌別貯水池	登別市川上町	転倒式型雨量計		
降雨量	鉾山雨量観測所	登別市鉾山町	自記口ポット雨量計	2月及び3月 各1回	
	積雪の深さ	鉾山積雪観測所	積雪尺		

別表第4 (第17条第2項及び第3項)

観 測 又 は 測 定 す べ き 事 項	観 測 又 は 測 定 の 回 数	備 考
気 象 及 び 温 度 ゲム地点における天気、気圧、気温	毎 日	
水 象 使用水量、維持流量、貯水池内水温	毎 日	
浸 潤 線	少 なく と も 毎 四 半 期 1 回	
ゲムの 状 況 変 形	少 なく と も 毎 半 年 1 回	
漏 水	少 なく と も 毎 月 1 回	
貯水池内及びその末端附近の堆砂の状況	少 なく と も 毎 年 度 1 回	

別図第1を次のように改める。

別図第1 (第9条第2項)



別図第2中「増分の最大限度」の次に「(河川維持流量0.35m³/sを含む)」を加える。
附 則
 この規程は、平成14年8月9日から施行する。

札幌保健医療センター

北海道教育委員会教育長告示第22号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

なお、この入札に係る調達は1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年8月9日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

道立学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 27校

(2) 調達をする特定役務の仕様等

ア システムインテグレーション業務

購入済みのサーバ、クライアント等を敷設済みの校内LAN配線により接続し、校内LANを構築するためのネットワークの設計及びその設計に基づく関連機器の設定を行う業務。

なお、詳細は、入札説明書による。

イ 導入時職員操作説明等業務

校内LAN設置校において構築したネットワーク及び関連する事項について、当該学校の職員を対象とした操作説明を行う業務。

なお、詳細は、入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約日から平成14年12月27日まで (ただし、(2)のアの業務については、平成14年11月15日までに完了すること。)

(4) 履 行 場 所

- 北海道札幌東高等学校、北海道札幌西高等学校、北海道札幌月寒高等学校、北海道札幌白石高等学校、北海道札幌厚別高等学校、北海道札幌成高等学校、北海道札幌真栄高等学校、北海道札幌啓成高等学校、北海道札幌真栄高等学校、北海道札幌稲穂高等学校、北海道札幌西高等学校、北海道札幌稲穂高等学校、北海道札幌拓北高等学校、北海道野幌高等学校、北海道恵庭南高等学校、北海道当別高等学校、北海道高等学校、北海道白樺高等養護学校、北海道新篠津高等養護学校、

<p>北海道小樽潮陵高等学校、北海道高等学校、北海道雨竜高等学校、北海道岩見沢高等学校、北海道北見柏陽高等学校、北海道伊達高等学校、北海道静内高等学校、北海道音更高等学校</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（SI）企業の登録を受けていること。</p> <p>(4) ネットワークスベンチャリストを複数有すること。</p> <p>(5) 過去3年間（平成11年度から平成13年度まで）に官公庁又は民間事業者と本業務と類似する業務の契約及び履行実績を有すること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の③から⑤までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年8月26日から9月4日まで （土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 713</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館 北海道教育庁7階1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課）</p> <p>(2) 入札日時 平成14年9月18日（水）午後4時 （郵送による場合は、平成14年9月17日までに必着）</p>	<p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申請書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名称 北海道教育庁生涯学習部高校教育課</p> <p>イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 713</p>
--	--

<p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。</p> <p>(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(7) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(8) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>11 Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the services to be procured : Systems integration of Local Area Network at Prefectural Schools 27 Prefectural Schools</p> <p>B. Bid tendering date and time : 4 : 00 P. M., September 18, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than September 17,2002)</p> <p>C. Contact : High School Education Division, Lifelong Learning Department, Hokkaido, Office of Education, Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, Japan, 060-8544 Phone : 011-231-4111 Ext. 35-713</p> <p>12 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期</p> <p>(1) 名称及び数量 道立学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 34校</p> <p>(2) 予定時期 平成14年12月ごろ</p> <p style="text-align: center;">調 達 手 続 概 要 書</p> <p>北海道教育庁空知教育局告示第7号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年 8月 9日</p> <p style="text-align: center;">北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1月当たり単価)</p> <p>(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校 (普通科)</p> <p>(2) パーソナルコンピュータ 5式 42台×3校 (職業科)</p> <p>(3) パーソナルコンピュータ 一式 42台×2×1校 (職業科)</p> <p>一式 32台×1校 (職業科)</p>

<p>(4) パーソナルコンピュータ (文書処理用) 3式 22台×3校 (職業科)</p> <p>2 落札を決定した日 平成14年 7月24日 (水)</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 松下リース・ケレジット株式会社 代表取締役 宮井 淳治 (2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号</p> <p>4 落札金額 (消費税及び地方消費税を除く。) (1) 1の(1)に係る落札金額 月額 161,000円 (2) 1の(2)から(4)までに係る落札金額 月額 1,470,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁空知教育局告示第6号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課学校管理係 (2) 所在地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市 8条西 5丁目 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117</p> <p style="text-align: center;">調 査 委 員 会 告 示</p> <p>北海道公安委員会告示第70号 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の2 第4項第1号イ及び第99条の3 第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。 平成14年 8月 9日</p> <p style="text-align: center;">北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男</p> <p>1 審査の種類、期日、時間及び場所</p> <p>(1) 種類 ア 技能検定員審査 (大型、普通、大特、普自二、^{17A}牽引)</p> <p>イ 教習指導員審査 (大型、普通、大特、普自二、^{17A}牽引)</p> <p>(2) 期日 ア 技能検定員審査 (ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの a 技能検定員審査 (大型、普通、大特又は^{17A}牽引) を受ける場合 平成14年 9月30日 (月)</p>
--

技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
その他の知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習指導員として必要な教育についての知識	

警察 広報 課 報

- 5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。
- 6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先によること。

北海道公安委員会告示第71号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成14年8月9日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

- 1 審査の種類、期日、時間及び場所
(1) 種類
ア 技能検定員審査（大型二種）
イ 技能検定員審査（普通二種）
ウ 教習指導員審査（大型二種）
エ 教習指導員審査（普通二種）
(2) 期日 平成14年9月18日（水）
(3) 時間 午前9時から午後5時まで
(4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

- 2 受審資格
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場
(1) 札幌方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。
(2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
(3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
(4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
(5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
- 3 審査の申請手続
(1) 提出書類
ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通
イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通
(2) 掲示書類
ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）
ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）
エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）
(3) 審査手数料の納付
審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

- (4) 受付期間
平成14年8月19日(月)から26日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
なお、郵送による申請は受け付けない。
- (4) 申請先
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
北海道警察本部交通部運転免許試験課教習所係
電話 011-683-5770(内線 231、232)
- 4 審査の方法等
(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
審査項目	審査細目	審査方法等
審査に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

<p>技能教育(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。</p>
---	---

5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先に行うこと。

旭川方面公安委員会委員長

旭川方面公安委員会告示第25号
道路運送法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。
平成14年8月9日
北海道旭川方面公安委員会委員長 吉田 裕

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア 技能検定員審査(大型、普通、大特、普自二、牽引)
イ 教習指導員審査(大型、普通、大特、普自二、牽引)

(2) 期日

ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

2 技能検定員審査(大型、普通)を受ける場合
平成14年10月7日(月)

3 技能検定員審査(大特、牽引)を受ける場合

呼 6 8 3 1 紙

報 公 報 北

平成14年10月8日(火)
 技能検定員審査(普自二)を受ける場合
 平成14年10月9日(水)

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者
 平成14年10月2日(水)から4日(金)までの3日間
 教習指導員審査

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

2 教習指導員審査(大型、普通)を受ける場合
 平成14年9月17日(火)

b 教習指導員審査(大特、牽引)¹⁴を受ける場合
 平成14年9月18日(水)

c 教習指導員審査(普自二)を受ける場合
 平成14年9月19日(木)

(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
 平成14年9月12日(木)

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者(学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。)
 平成14年9月12日(木)及び13日(金)の2日間

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所

ア 1の2のアのイ並びに同イのイ及びウに係る審査
 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
 北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

イ ア以外の審査
 旭川市近文町17丁目2699番地の5
 北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場

2 受審資格
 旭川方面管内に住所を有する者であつて、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続
 (1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書
 1通

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者ときは、これを証する書面の

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定員と必要自動車に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

4 審査の方法等
 (1) 技能検定員審査

(2) 審査手数料の納付
 審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例(平成12年北海道条例第30号)第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(3) 受付期間
 平成14年8月15日(木)から30日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
 なお、郵送による申請は受け付けない。

(4) 申請先
 旭川市近文町17丁目2699番地の5
 北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場
 電話 0166 - 51 - 2489、2494 (内線 313)

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

- 5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。
- 6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先によること。

旭川方面公安委員会告示第26号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。
平成14年8月9日

- 北海道旭川方面公安委員会委員長 吉田 裕
- 1 審査の種類、期日、時間及び場所
(1) 種類

- ア 技能検定員審査（大型二種）
- イ 技能検定員審査（普通二種）
- ウ 教習指導員審査（大型二種）
- エ 教習指導員審査（普通二種）
- (2) 期日 平成14年9月18日（水）
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

- (1) 旭川方面管内に住所を有する者であつて、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。
- (2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
- (3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
- (4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
- (5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
- 3 審査の申請手続
(1) 提出書類
ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通
イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通
(2) 揭示書類
ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）
ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

工 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3) 審査手数料の納付
審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4) 受付期間
平成14年8月19日（月）から26日（月）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請先
旭川市近文町17丁目2699番地の5
北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場
電話 0166 - 51 - 2489、2494（内線 313）

4 審査の方法等
(1) 技能検定員審査

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

自動車運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
--------------------	--

(2) 教習指導員審査

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先にする。

釧路方面公安委員会長

釧路方面公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成14年8月9日
北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

1 審査の種類、期日、時間及び場所
(1) 種類
ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、^{7A}牽引）

- イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）
- (2) 期日
 - ア 技能検定員審査
 - (ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの
平成14年10月10日（木）
 - (イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者
平成14年10月2日（水）から4日（金）までの3日間
 - イ 教習指導員審査
 - (ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの
平成14年9月12日（木）
 - (イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成14年9月12日（木）
 - (ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）
平成14年9月12日（木）及び13日（金）の2日間
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所
 - ア 1の2のアのイ並びに同イのイ及びウに係る審査
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場
 - イ ア以外の審査
釧路市大塚毛北1丁目15番8号
北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場
- 2 受審資格
釧路方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。
- 3 審査の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書
 - イ 審査細目についての審査の一部が免除される者ときは、これを証する書面の写し
- (2) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(3) 受付期間
平成14年8月12日（月）から19日（月）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
なお、郵送による申請は受け付けない。

(4) 申請先 釧路市大塚毛北1丁目15番8号
北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場
電話 0154 - 57 - 5913（内線 39）

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定員として必要な自動車に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつてい事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

- 5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。
- 6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先によること。

釧路方面公安委員会告示第42号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。
平成14年8月9日

北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

- 1 審査の種類、期日、時間及び場所
(1) 種類
ア 技能検定員審査（大型二種）
イ 技能検定員審査（普通二種）

- 2 受審資格
(1) 釧路方面管内に住所を有する者であつて、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。
(2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
(3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
(4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
(5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
- 3 審査の申請手続
(1) 提出書類
ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通
イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通
(2) 揭示書類
ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）
ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）
エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定す

る教習指導員資格者証（普通）

- (3) 審査手数料の納付
審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。
- (4) 受付期間
平成14年8月19日（月）から26日（月）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
なお、郵送による申請は受け付けない。
- (4) 申請先
釧路市大栄毛北1丁目15番8号
北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場
電話 0154 - 57 - 5913（内線 39）

4 審査の方法等
(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定員に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習（自動車の運転に必要な技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

- 5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。
- 6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先によること。

北見方面公安委員会告示第12号

道路運送法（昭和35年法律第105号）第90条の2第4項第1号イ及び第90条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。
平成14年8月9日

北海道北見方面公安委員会委員長 磯江 良三

- 1 審査の種類、期日、時間及び場所
- (1) 種類
ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、¹⁴牽引）
イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、¹⁴牽引）
- (2) 期日
ア 技能検定員審査
- (ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許

呼 6 8 3 1 紙

報 告 員 名 簿

の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

平成14年9月27日(金)

(イ) 技能検定員資格者証の交付を受けていない者

平成14年10月2日(水)から4日(金)までの3日間

イ 教習指導員審査

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

平成14年9月27日(金)

(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者

平成14年9月12日(木)

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けていない者(学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。)

平成14年9月12日(木)及び13日(金)の2日間

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所

ア 1の2のアのイ並びに同イのイ及びウに係る審査

札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

イ ア以外の審査

北見市大正141番地の1

北海道警察北見方面本部交通課北見運転免許試験場

2 受審資格

北見方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書

イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し

(2) 審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例(平成12年北海道条例第30号)第2条に定める額を、これに相当する額の北海道収入

証紙で納付すること。

(3) 受付期間

平成14年8月12日(月)から19日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(4) 申請先

北見市大正141番地の1

北海道警察北見方面本部交通課北見運転免許試験場

電話 0157-36-7700(内線 745-221)

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定員としての必要な自動車に関する技能	自動車運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績

技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

警察 公 報

北 見 方 面 公 安 委 員 会 告 示 第 13 号

- 5 合格発表 合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。
- 6 問い合わせ先 審査に関する問い合わせは、申請先によること。

北海道北見方面公安委員会委員長 磯 江 良 三

- 1 審査の種類、期日、時間及び場所
 - (1) 種類
 - ア 技能検定員審査（大型二種）
 - イ 技能検定員審査（普通二種）
 - ウ 教習指導員審査（大型二種）
 - エ 教習指導員審査（普通二種）
 - (2) 期日 平成14年9月18日（水）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで

- (4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

- 2 受審資格
 - (1) 北見方面管内に住所を有する者であつて、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。
 - (2) 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
 - (3) 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
 - (4) 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。
 - (5) 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。
- 3 審査の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通
 - イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通
 - (2) 掲示書類
 - ア 大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
 - イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）
 - ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）
 - エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）
 - (3) 審査手数料の納付
審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額の北海道収入

証紙で納付すること。

(4) 受付期間
平成14年8月19日(月)から26日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
なお、郵送による申請は受け付けない。

(4) 申請先 北見市大正141番地の1
北海道警察北見方面本交通課北見運転免許試験場
電話 0157-36-7700(内線 221)

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等

教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先に行うこと。

訓 練 車 検 査 所

北海道警察本部告示第145号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成14年8月9日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 警察官(男性)用靴下の入札

(1) 入札に付する事項
ア 調達をする物品の名称及び数量

警察官(男性)用靴下(厚地) 6,164足

警察官(男性)用靴下(薄地) 6,164足

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成14年11月8日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(9)までに定めるところにより、1の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(7) 申請の時期 平成14年8月9日から15日まで

(4) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約条件を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場

イ 入札日時 平成14年8月20日 午前9時30分

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便等による入札

ア 郵便による入札は、認めない。

イ 電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要否

(11) その他

ア 開札の時にあって、1の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(4) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

エ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

オ この入札の執行は、公開する。

カ 詳細は、入札説明書による。

2 警察官（男性）用白手袋の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量

呼 び 掛 け 1 紙

解 説 公 刊 典 報

<p>警察官 (男性) 用白手袋 (厚地) 4,506双 警察官 (男性) 用白手袋 (薄地) 4,506双</p> <p>イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。</p> <p>ウ 納 入 期 日 平成14年11月8日</p> <p>エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> <p>(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(イ)までに定めるところにより、2の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>(ア) 申 請 の 時 期 平成14年8月9日から15日まで</p> <p>(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>(4) 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(5) 入札執行の場所及び日時</p> <p>ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場</p> <p>イ 入 札 日 時 平成14年8月20日 午前10時</p> <p>ウ 開 札 場 所 アに同じ。</p> <p>エ 開 札 日 時 イに同じ。</p> <p>(6) 入 札 保 証 金</p> <p>ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含</p>	<p>む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(7) 郵便等による入札</p> <p>ア 郵便による入札は、認めない。</p> <p>イ 電報による入札は、認めない。</p> <p>(8) 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。</p> <p>(9) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>(10) 契約書作成の要件</p> <p>(11) そ の 他</p> <p>ア 開札の時において、2の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課</p> <p>(イ) 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>エ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>オ この入札の執行は、公開する。</p> <p>カ 詳細は、入札説明書による。</p>
--	--

鹿児島県漁業調整委員会
鹿児島県 庁

網走海区漁業調整委員会指示第2号

網走支庁管内斜里町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕（以下「船釣り」という。）及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕（以下「秋さけ船釣り」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年8月9日

網走海区漁業調整委員会会長 杉 隆

1 船釣りの制限

平成14年9月11日から25日までは、定置網の周囲500メートル以内の海域で船釣りを行うてはならない。

2 秋さけ船釣りの制限

平成14年8月25日から9月25日までは、別に示す制限海域において秋さけ船釣りを行うてはならない。ただし、平成14年9月1日から25日までの間、別に示すライセンス制実施海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という。）の使用する船舶に乗って行う場合はこの限りでない。

3 秋さけ船釣りライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

ライセンスを取得しようとする次の者は、秋さけ船釣りに使用する船舶の区分に応じて、本委員会あてに申請しなければならない。

ア 秋さけ船釣りを行うおととする者を乗船させて漁場に案内する事業者（以下「遊漁船業者」という。）

イ 自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、秋さけ船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という。）

(2) 船舶ごとの取得義務

遊漁船業者又はプレジャーボート使用者は、秋さけ船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。ただし、同一の船舶であっても、当該船舶を使用する遊漁船業者又はプレジャーボート使用者が異なる場合には、使用する者ごとにライセンスを取得しなければならない。

(3) ライセンスを発行する隻数

遊漁船業者が使用する船舶（以下「遊漁船」という。）は、100隻以内とし、プレジャーボート使用者が使用する船舶（以下「プレジャーボート」という。）は、隻数の制限を行わない。

限を行わない。

(4) ライセンスの申請手続及び発行基準

ライセンスの申請手続、発行基準その他必要な事項は、別に定める。

4 ライセンス取得者の遵守事項

ライセンス取得者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 承認証の常備

ライセンス取得者は、ライセンスを発行された船舶を秋さけ船釣りに使用する場合は、当該船舶に承認証を備えて置かなければならない。

(2) 章旗の掲揚

ライセンスを発行された船舶を秋さけ船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

(3) 遊漁者への情報提供

ライセンス取得者は、自己の使用する船舶に同乗する乗客又は同乗者に対して、5に定める遊漁者の遵守事項を知らせるものとする。

(4) 夜間の船釣りの禁止

日没から日の出までの間は、秋さけ船釣りをしたり、させたりしてはならない。

(5) 漁具被害の未然防止

航行時及び遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

(6) 釣果報告の提出

ライセンス取得者は、秋さけ船釣り実施期間終了後、本委員会に釣果報告を提出しなければならない。

ライセンス取得者たる遊漁船業者は、乗船客である遊漁者から、プレジャーボート使用者は同乗者から取りまとめの上、報告するものとする。

(7) 本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

(8) その他

漁港の利用に当たっては、漁港管理者の指示に従わなければならない。

5 遊漁者の遵守事項

秋さけ船釣りを行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス取得船舶への乗船

3の規定に基づきライセンスを取得した者の船舶に乗船した場合でなければ、秋さけ船釣りをしてはならない。

(2) 漁具及び漁法の制限

竿釣りに限定する。

なお、同時に使用する竿数は、1人1本とする。

(3) 漁具被害の未然防止

遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

(4) 釣果の制限

釣獲し、保持することができるだけは、1日1人10尾以内とする。

(5) 釣果の報告

遊漁者は、本委員会あてに釣果報告を提出しなければならない。ただし、ライセンヌ取得者でない遊漁者については、乗船する船舶の使用者であるライセンヌ取得者に提出すれば足りる。

(6) 放流の制限

釣獲したさけを放流する場合は、たも網を使用するなど魚体を損傷しないよう細心の注意を払って取り扱い、釣獲後直ちに放流しなければならない。

(7) 廃棄の禁止

5の(6)に従い放流する場合を除き、釣獲したさけは持ち帰ることとし、廃棄してはならない。

(8) 販売等の制限

販売又は他の物との交換を目的として秋さけ船釣りを行ってはならない。

(9) 本委員会の調査

遊漁者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

6 指示に従わない者に対する措置

本指示に従わない場合には、秋さけ船釣りのライセンス又発行の取り消し、又は次回のライセンス又発行を行わない等の措置を執ることがある。

7 その他

その他事務取扱いに必要な事項は、別に定める。

秋さけ船釣り制限海域及びライセンス実施海域

1 制限海域

①の海域

① 次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、及び基点第19号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた海域

2 実施海域

①の海域から②の海域を除いた海域

② 次の基点第1号、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24及び基点19を順次に結んだ線

と最大高潮時海岸線により囲まれた海域

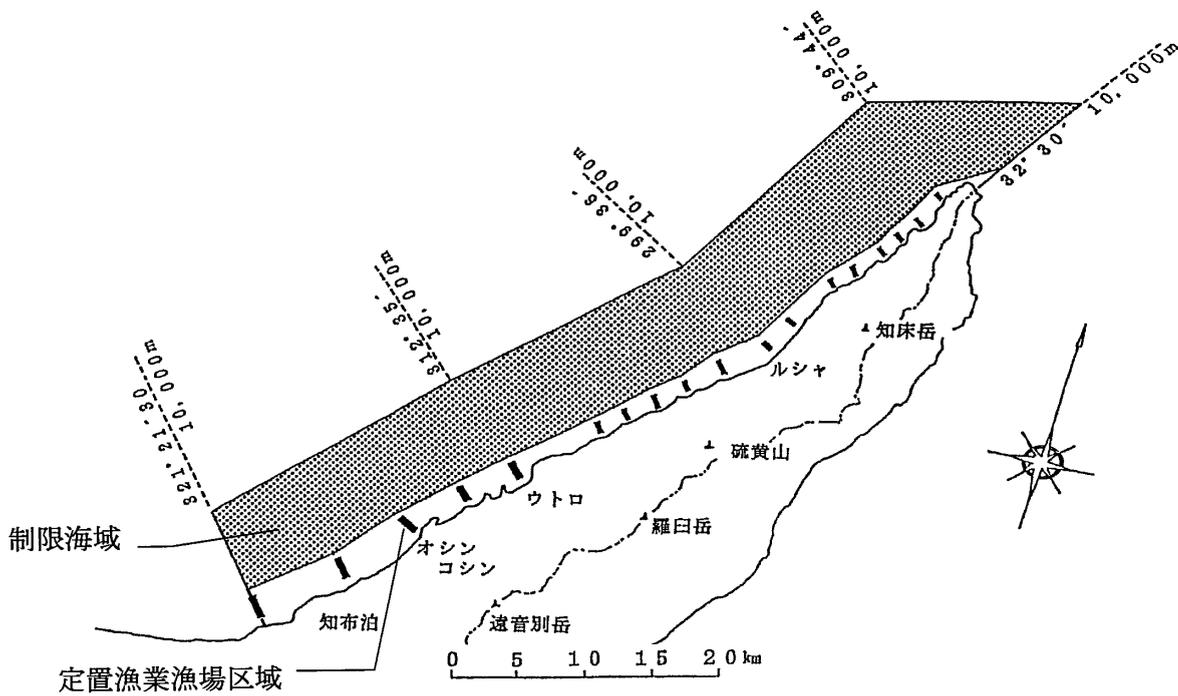
基点第1号	斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線の交点
基点第2号	斜さけ・ほっけ定第21号の基点 (北緯44度19分45秒、東経145度18分48秒の点)
基点第3号	斜さけ・ほっけ定第20号の基点 (北緯44度18分34秒、東経145度18分08秒の点)
基点第4号	斜さけ・ほっけ定第19号の基点 (北緯44度17分51秒、東経145度17分17秒の点)
基点第5号	斜さけ・ほっけ定第18号の基点 (北緯44度17分08秒、東経145度16分32秒の点)
基点第6号	斜さけ・ほっけ定第17号の基点 (北緯44度16分02秒、東経145度15分17秒の点)
基点第7号	斜さけ・ほっけ定第16号の基点 (北緯44度15分24秒、東経145度14分15秒の点)
基点第8号	斜さけ・ほっけ定第15号の基点 (北緯44度13分32秒、東経145度12分56秒の点)
基点第9号	斜さけ・ほっけ定第14号の基点 (北緯44度12分19秒、東経145度12分04秒の点)
基点第10号	斜さけ・ほっけ定第13号の基点 (北緯44度10分56秒、東経145度09分49秒の点)
基点第11号	斜さけ・ほっけ定第12号の基点 (北緯44度09分55秒、東経145度07分54秒の点)
基点第12号	斜さけ・ほっけ定第11号の基点 (北緯44度08分60秒、東経145度06分33秒の点)
基点第13号	斜さけ・ほっけ定第10号の基点 (北緯44度08分15秒、東経145度05分11秒の点)
基点第14号	斜さけ・ほっけ定第9号の基点 (北緯44度07分19秒、東経145度03分45秒の点)
基点第15号	斜さけ・ほっけ定第8号の基点 (北緯44度04分49秒、東経145度00分26秒の点)
基点第16号	斜さけ・ほっけ定第7号の基点 (北緯44度03分23秒、東経144度38分06秒の点)
基点第17号	斜さけ・ほっけ定第6号の基点 (北緯44度01分45秒、東経144度55分42秒の点)
基点第18号	斜さけ・ほっけ定第5号の基点 (北緯43度59分07秒、東経144度52分50秒の点)
基点第19号	斜さけ・ほっけ定第4号の基点 (北緯43度56分38秒、東経144度48分44秒の点)
点1	基点第1号から32度30分 10,000メートルの点
点2	基点第2号から309度44分 10,000メートルの点
点3	基点第9号から299度36分 10,000メートルの点
点4	基点第15号から312度35分 10,000メートルの点
点5	基点第19号から321度21分30秒10,000メートルの点
点6	基点第1号から32度30分 2,400メートルの点
点7	基点第2号から309度44分 1,350メートルの点
点8	基点第3号から308度02分 1,680メートルの点
点9	基点第4号から303度43分 1,715メートルの点
点10	基点第5号から310度44分 1,630メートルの点
点11	基点第6号から317度18分 1,726メートルの点
点12	基点第7号から311度15分 1,580メートルの点
点13	基点第8号から296度04分 1,778メートルの点
点14	基点第9号から299度36分 1,964メートルの点
点15	基点第10号から315度14分 2,280メートルの点

平成十四年八月九日

金曜日

点16	基点第11号から316度21分	1,700メートルの点
点17	基点第12号から318度55分	1,850メートルの点
点18	基点第13号から318度02分	1,700メートルの点
点19	基点第14号から324度58分	1,730メートルの点
点20	基点第15号から312度35分	2,552メートルの点
点21	基点第16号から311度42分	2,390メートルの点
点22	基点第17号から294度51分	2,612メートルの点
点23	基点第18号から316度46分	2,985メートルの点
点24	基点第19号から321度21分30秒	3,167メートルの点

秋さけ船釣りライセンス制実施海域図



• 平成14年9月11日から25日までは、定置網の周囲500m以内で船釣りを行ってならない。

平成十四年八月九日

金曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課